（対応措置等に関する説明書類の電磁的記録等）

第九条　法第七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

2　法第七条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4　法第七条第三項に規定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態におく措置として主務省令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する措置とする。

（行政庁への報告に係る期間等）

第十条　法第八条第一項に規定する主務省令で定める期間は、毎年、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年の三月三十一日までの各期間とする。

2　法第八条第一項の規定による報告は、別紙様式第一号により作成し、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に行わなければならない。

（行政庁への報告内容）

第十一条　法第八条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　法第四条及び第五条の規定に基づく措置の実施状況（農水産業協同組合が申込みを拒否した場合又は申込みをした者が当該申込みを取り下げた場合にあっては、その主な理由を含む。）

二　第六条第一項第一号に規定する方針及び同項第二号から第四号までに規定する体制に関する事項

（報告の経由）

第十二条　農水産業協同組合（法第二条第一項第八号、第十号及び第十二号に掲げる者（都道府県の区域を超える区域を地区とするものに限る。）並びに同項第九号、第十一号及び第十三号に掲げる者（都道府県の区域を超える区域又は都道府県の区域を地区とするものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）は、法第八条第一項の規定による報告を財務局長又は福岡財務支局長に行うときは、当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長がある場合にあっては、当該財務事務所長又は出張所長を経由して報告を行わなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、法の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。ただし、第六条、第八条及び第十一条（第八条及び第十一条にあっては、法第六条の規定に基づく措置に係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年二月一日から施行する。

（対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に関する期間の特例）

2　法の施行の日以後最初に行う法第七条第一項の規定による説明書類の作成（同条第二項の規定による電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）の作成を含む。）及び法第八条第一項の規定による報告についての第七条第一項及び第二項並びに第十条の規定の適用については、第七条第一項及び第十条第一項中「十月一日から翌年の三月三十一日まで」とあるのは「法の施行の日（法第六条の規定に基づく措置に係る部分にあっては、平成二十二年三月三十一日まで」と、第七条第二項及び第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

別紙様式第１号（第７条関係）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第７条第１項に規定する説明書類

第１　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

第２　第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

第３　第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

第４　第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

（記載上の注意）

1　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針について、その概要（当該措置の実施に関する取組の方針及び当該措置に係る体制（理事の関与を含む。）の概要を含む。）を記載すること。また、当該措置の実施に関する方針と法の施行日前における対応措置に違いがある場合は、その内容も記載すること。

2　第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制について、その概要（当該措置の状況を適切に把握するための記録の保存及び当該措置の状況の理事への報告の概要を含む。）を記載すること。

3　第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制について、その概要（当該苦情相談を受け付けるための、主たる事務所における独立した苦情相談窓口の設置の状況及び従たる事務所における体制の状況を含む。）を記載すること。

4　第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制について、その概要（同条第１項の規定に基づく措置に係る中小企業者に対して、経営状況の継続的な把握及び経営に関する相談又は指導を行う体制の概要を含む。）を記載すること。

第５　法第４条に基づく措置の実施状況（別表１から別表４まで）

（別表１）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

［債務者が中小企業者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						